

住民票等への『旧氏併記』の概要

制度の概要

女性活躍の推進の観点から、令和元年11月5日から住民票、マイナンバーカード等に旧氏の記載を可能とする制度改正が実施される。

- ▶ 住民票及びマイナンバーカード等※に、本人からの申出により、『旧氏』（過去に称していた氏であって戸籍又は除かれた戸籍に記載されているもの）を併記することができる（日本人のみ）。

※住民票の写し、マイナンバーカード、通知カード、住民票記載事項証明書、閲覧台帳、転出証明書、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報、署名用電子証明書、印鑑登録証明書など

- ▶ 氏を変更した場合は、直前に称していた旧氏に限り変更可能。
また、旧氏の削除は可能であるが、その後氏を変更した場合に限り、削除後に称していた旧氏の再記載可能。
- ▶ 住民票に旧氏併記の申し出をした者は、住民票の写し、通知カード及びマイナンバーカード等において、旧氏の記載を省略することはできない。

○ 住民票

(日本人の住民票様式の様式例)

住 民 票									
氏 名									
旧 氏									
生	性別	続 柄	個人番号			住民票コード			
住 所	東京都新宿区					区民となった年月日			
世帯主									
本 籍	筆 頭 者								
*****	*****	*****	*****	*****	*****	*****	*****	*****	*****

氏名欄とは別に新たに旧氏欄を追加
印鑑登録証明書も同様

○ マイナンバーカード



▶ 根拠法令

- ・住民基本台帳法施行令 (昭和 42 年政令第 292 号)
- ・電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令 (平成 15 年政令第 408 号)
- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令 (平成 26 年政令第 155 号)